

改正

昭和34年12月15日 条例第32号

昭和34年12月15日 条例第35号

昭和35年 4 月 1 日 条例第 1 号

昭和35年 6 月27日 条例第11号

昭和35年12月23日 条例第21号

昭和36年 9 月26日 条例第33号

昭和37年 6 月25日 条例第16号

昭和38年 3 月27日 条例第 8 号

昭和38年 7 月15日 条例第28号

昭和38年 9 月30日 条例第31号

昭和38年 9 月30日 条例第39号

昭和38年12月24日 条例第45号

昭和39年 3 月30日 条例第22号

昭和39年 3 月30日 条例第41号

昭和39年10月 8 日 条例第56号

昭和39年12月28日 条例第59号

昭和39年12月28日 条例第61号

昭和40年 3 月30日 条例第14号

昭和40年 6 月 1 日 条例第21号

昭和40年10月 4 日 条例第34号

昭和42年 4 月 1 日 条例第 3 号

昭和42年12月25日 条例第26号

昭和44年 3 月31日 条例第 6 号

昭和44年10月14日 条例第30号

昭和45年 3 月31日 条例第 7 号

昭和45年10月 3 日 条例第28号

昭和46年 3 月31日 条例第19号

昭和46年 9 月 7 日 条例第41号
昭和46年12月15日 条例第67号
昭和47年 9 月28日 条例第33号
昭和48年 3 月10日 条例第 3 号
昭和48年12月19日 条例第48号
昭和53年 3 月29日 条例第 7 号
昭和54年 3 月29日 条例第 8 号
昭和56年 3 月11日 条例第 1 号
昭和56年 9 月26日 条例第28号
昭和57年 3 月31日 条例第 3 号
昭和59年 9 月26日 条例第26号
昭和60年 6 月21日 条例第14号
昭和62年 3 月27日 条例第16号
平成 3 年 6 月20日 条例第11号
平成 6 年 3 月26日 条例第 6 号
平成 7 年 3 月25日 条例第 2 号
平成11年 3 月26日 条例第 6 号
平成12年 3 月25日 条例第10号
平成12年 3 月25日 条例第11号
平成12年 9 月28日 条例第40号
平成12年12月20日 条例第44号
平成13年 3 月24日 条例第10号
平成14年 2 月28日 条例第 9 号
平成15年 7 月 1 日 条例第24号
平成15年 8 月21日 条例第27号
平成15年12月19日 条例第34号
平成16年 3 月20日 条例第 7 号
平成16年12月18日 条例第30号
平成17年 3 月24日 条例第12号
平成17年 6 月27日 条例第17号

平成17年10月 5 日条例第32号

平成18年 6 月28日条例第19号

平成19年 2 月22日条例第 1 号

平成20年12月19日条例第50号

平成24年 6 月28日条例第28号

平成25年 9 月28日条例第28号

平成26年 9 月27日条例第20号

平成30年 6 月28日条例第27号

平成30年12月19日条例第43号

平成31年 3 月21日条例第 9 号

令和元年12月19日条例第22号

令和 2 年 6 月17日条例第20号

附属機関設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第 2 条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の 4 第 3 項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

(設置及び組織)

第 3 条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規則への委任)

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 木更津市営霊園建設委員会設置条例（昭和32年木更津市条例第38号）

(2) 木更津市公営住宅建築委員会設置条例（昭和31年木更津市条例第40号）

(3) 都市総合開発審議会条例（昭和31年木更津市条例第3号）

(4) 木更津市優良種苗普及委員会設置条例（昭和28年木更津市条例第25号）

3 この条例施行の際、前項各号に掲げる条例により設置されていた機関は、当該条例の廃止にかかわらず、この条例の各相当規定により設置された機関となり同一性をもつて存続するものとする。

4 この条例施行の際、附則第2項各号に掲げる条例の規定により設置されていた機関の職員又は委員等は、別に辞令を発せられない限り、引き続きこの条例の規定により設置された相当の機関の職員又は委員等となるものとする。

附 則（昭和34年12月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年12月15日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年6月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年12月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年9月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年6月25日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年7月15日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年9月30日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月30日条例第22号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月30日条例第41号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月8日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年12月28日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年12月28日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年 6 月 1 日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月 4 日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年12月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年 3 月31日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月14日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年 3 月31日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月 2 日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月31日条例第19号）

この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 9 月 7 日条例第41号）

この条例は、昭和46年 9 月10日から施行する。

附 則（昭和46年12月15日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 9 月28日条例第33号抄）

第 1 条 この条例は、昭和47年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月10日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月19日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	富来田地区行政審議会委員	月額 30,000円	」
---	--------------	------------	---

を削る。

附 則（昭和53年3月29日条例第7号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
（木更津市宮野球場運営協議会設置条例の廃止）
- 2 木更津市宮野球場運営協議会設置条例（昭和28年木更津市条例第28号）は、廃止する。
（経過規定）
- 3 この条例の施行の際改正前の附属機関設置条例の規定により住居表示審議会の委員に委嘱されていた者は、引き続き改正後の附属機関設置条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による住居表示審議会の常任委員又は特別委員となるものとする。
（読替規定）
- 4 この条例の施行の日から昭和55年3月31日までの間は、改正後の条例別表住居表示審議会の項中「10人以内」とあるのは、「11人以内」とする。

附 則（昭和56年3月11日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第3号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月21日条例第14号）

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月27日条例第16号）

この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月20日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月26日条例第 6 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、建築審議会の項を加える改正規定は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月25日条例第 2 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月26日条例第 6 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月25日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 9 月28日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年11月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成12年12月20日条例第44号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3 月24日条例第10号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 2 月28日条例第 9 号）

この条例は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 7 月 1 日条例第24号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の附属機関設置条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、上総新研究開発地区地区計画建築審議会の委員である者は、この条例の施行の日をもって、前項の規定による改正後の附属機関設置条例の規定により、かずさアカデミアパーク地区地区計画建築審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による上総新研究開発地区地区計画建築審議会の委員の残任期間とする。

附 則（平成15年 8 月21日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月20日条例第 7 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月18日条例第30号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 2 月18日から施行する。

附 則（平成17年 3 月24日条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月27日条例第17号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月 5 日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 2 月22日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 6 月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 9 月28日条例第28号）

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 6 月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月19日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月21日条例第 9 号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月17日条例第20号）

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市営霊園建設 委員会	市営霊園の建設を円滑 に遂行し必要な事項を 市長に答申し又は建議 すること	会長 副会長 委員	1 学識経験を 有する者 2 市の職員	12人以内	2 年
都市総合開発 審議会	総合開発に関する対策 を審議し、必要な事項を	会長 副会長	学識経験者	25人以内	2 年

	市長に答申し、又は建議すること	委員			
公営住宅建築委員会	公営住宅の建築を円滑に遂行し必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	委員長 委員	1 学識経験を有する者 2 市の職員	4 人以内	1 年
住居表示審議会	住居表示整備の実施に関し調査及び審議を行い、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること	委員長 委員	常任委員 1 学識経験者 2 市の職員	10人以内	2 年
			特別委員 1 学識経験者 2 市政協力員	実施区域ごとに 7 人以内	実施区域の特別事項の調査審議終了まで
木更津市史編集委員会	市史編集計画の審議と調査を行い、事業遂行に必要な事項を市長に答申又は建議すること	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 市の職員	10人以内	2 年
合併調査研究委員会	市町村合併を円滑に遂行するために必要な事項を市長に答申又は建議すること	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 関係行政機関の委員及び公共的団体を代表する者 3 知識経験者 4 市政協力員 5 市の職員	30人以内	2 年
下水道事業審議会	本市の下水道事業計画及び受益者負担について審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 受益者代表 4 市の職員	25人以内	2 年

行政改革推進 委員会	本市の行政改革の推進 に関する重要事項を調 査審議し、必要な事項を 市長に答申し、又は建議 すること。	会長 副会長 委員	学識経験者	15人以内	3年
下水処理場漁 業関係委員会	下水処理場の放流水に 関し、海域における漁業 環境の保全について必 要な事項を市長に答申 又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 関係漁業団 体の役職員 4 市の職員	9人以内	2年
木更津市男女 共同参画推進 委員会	男女共同参画の促進に 関し、市長の諮問に応 じ、調査、審議すると もに、その実施について 建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体の 代表 3 公募	20人以内	2年
老人ホーム入 所判定委員会	老人福祉法に定める措 置の適正な実施を図る ため調査、審議するこ と。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係行政機 関の職員 3 市の職員	7人以内	2年
木更津市介護 保険運営協議 会	木更津市老人保健福祉 計画及び木更津市介護 保険事業計画の見直し 並びに介護保険サービ ス等の管理、評価及び苦 情処理等に関する重要 事項を調査、協議するこ と。	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 医師 3 弁護士 4 被保険者の 代表 5 市政協力員 の代表 6 介護保険サ ービス提供事 業者の代表	20人以内	2年

			7 その他介護 保険の推進の ため必要と認 められる者		
木更津市農業 振興地域整備 促進協議会	農業振興地域整備計画 の策定及び変更並びに 整備計画に基づく事業 の推進に関する重要事 項を審議し、必要な事項 を市長に答申又は建議 すること。	会長 副会長 委員	1 市議会議員 2 農業委員 3 農業関係団 体等の役職員	25人以内	2年
指定管理者候 補者選定委員 会	公の施設を管理する指 定管理者の候補者を選 定するため調査、審議す ること	会長 副会長 委員	1 市民の代表 2 学識経験者 3 市の職員	9人以内	3年
木更津市地域 福祉推進委員 会	木更津市地域福祉計画 の策定及び推進につい て審議し、必要な事項を 市長に答申又は建議す ること	委員長 副委員長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 公募 4 市政協力員 5 福祉関係団 体の代表 6 関係行政機 関の職員 7 市の職員 8 その他地域 福祉の推進の ため必要と認	20人以内	2年

			められる者		
木更津市障害福祉計画策定委員会	木更津市障害福祉計画の策定及び木更津市障害者対策長期計画の見直しについて審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 福祉関係団体を代表する者 3 市の職員	12人以内	1 年
木更津市地域包括支援センター運営協議会	木更津市地域包括支援センターの設置、運営、評価等に係る必要な事項の審議及び指定介護予防支援事業所の指定に関すること	会長 副会長 委員	1 介護保険のサービスに関する事業者の代表 2 介護保険のサービスに関する関係団体の代表 3 公募 4 地域における権利擁護事業を行う関係者の代表 5 相談事業を担う関係者の代表	7 人以内	2 年
木更津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び木更津市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関	会長 副会長 委員	1 子どもの保護者 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	18人以内	2 年

	する事項について調査し、及び審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。		3 学識経験者 4 関係団体を代表する者 5 公募		
木更津市立保育園民営化事業者選定委員会	民営化する木更津市立保育園の事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 民営化する保育園の園児の保護者の代表 3 市の職員	15人以内	2年
木更津市民会館整備検討委員会	木更津市民会館の整備について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	10人以内	2年
木更津市庁舎整備検討委員会	本市の庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募	10人以内	2年
木更津市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	公募対象公園施設の設置等予定者の選定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	7人以内	2年
木更津市水産振興計画策定検討委員会	木更津市水産振興計画の策定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議する	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	20人以内	1年以内

	と。				
--	----	--	--	--	--